

日本木材学会中国・四国支部地域功労賞授与規程

1. 本支部に日本木材学会中国・四国支部地域功労賞（以下、「地域功労賞」という）を設ける。
2. 地域功労賞は、本支部の目的にかなった活動あるいは事業に貢献した会員または元会員に、その業績を称える目的で授与する。
3. 毎年若干名の受賞者を選び、賞状を贈る。
4. 授賞のための選考委員会を設ける。
5. 選考委員会は原則として支部役員から構成される。委員長及び委員は、支部代表が委嘱する。ただし、受賞候補者として推薦された者は、選考委員会の委員長または委員となることはできない。委員長および委員の任期は、支部役員の任期の2年として、再任を妨げない。
6. 会員は受賞に値すると思われる会員を、支部代表宛に申し出ることができる。
7. 支部代表は選考委員会に受賞者の選考を委嘱する。
8. 支部代表は選考委員会の選考結果を支部理事会に報告する。
9. 支部代表は支部研究発表会などの機会に受賞者を表彰するほか、定時総会、支部ホームページ等で受賞内容を報告する。
10. 賞に関する費用は、本支部の経費および寄付金をもって充てる。
11. この規程の実施に関する内規は、別に定める。

付 則

本規程は2011年9月26日より実施する。

(2011年9月26日の理事会にて決定)

日本木材学会中国・四国支部地域功労賞授与内規

日本木材学会中国・四国支部地域功労賞授与規程に基づき、以下の内規を定める。ただし、この内規は、選考委員会の討議および支部理事会の承認を経て、随時改めることができる。

1. 推薦

推薦書には「日本木材学会中国・四国支部地域功労賞推薦書」と明記する。用紙はA4判とし、次の事項をMS Wordで作成し、支部事務局または支部代表宛に毎事業年度ごとに定める期日までに提出する。原則として電子メールの添付ファイルとして送付する。なお、自薦他薦を問わない。

- イ) 推薦者の氏名, 所属機関
- ロ) 被推薦者の氏名, 生年月日, 最終学歴, 最終卒業年, 所属機関
- ハ) 業績題目
- ニ) 推薦理由 (600字以内)

2. 選考

選考は、次の各項により行う。

- イ) 選考は、選考委員会において合議により若干名の受賞者を決定する。
- ロ) 合議により受賞者を決定できないときは投票によって行なう。被推薦者の中から無記名で連記する。ただし、不完全連記も有効とする。投票の結果、有効投票数の過半数の票数を得た者を受賞者とする。

3. 承認

承認は、次の各項により行う。

- イ) 支部理事会に対する受賞候補者選考内容の説明は、選考報告書によるほか、支部理事会における選考委員長の口頭説明によって行う。
- ロ) 承認は支部理事会出席者の過半数をもって決定する。

付則

この内規は2011年9月26日より実施する。

(2011年9月26日の理事会にて決定)